

役員等報酬等基準

フランシスコ第三会マリア園

1. 常勤役員等の報酬等

(1) 常勤役員等について、報酬は支給するが、賞与及び退職手当は支給しない。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は、報酬も支給しない。

(2) 報酬については次のとおり。

役職名	報酬の額
理事長	支給しない
専務理事	月額 150,000 円
理事	支給しない

(3) 通勤手当については、職員給与規程第 16 条の規定に準ずる額

2. 非常勤役員等の報酬等

(1) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。

(2) 法人業務を行う場合は、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(3) 費用弁償については次のとおり。

① 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

日 額 3,000 円

② 監事が監査を実施した場合の費用弁償

日 額 3,000 円

(4) 非常勤役員等が職務のため出張をした場合は、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

3. 当法人職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しないものとする。

平成 29 年 6 月 21 日より実施